　　平成２８年１２月

【衣類の新しい洗濯表示が始まりました】

＜相談＞

衣料店で買ったセーターの取扱い方法が記載されたラベルに見慣れない記号が表示されていた。どういう意味があるのだろうか。

＜アドバイス＞

本年１２月１日から衣類等の繊維製品の洗濯表示が新しくなり、国内外で洗濯表示が統一されました。このことにより、より繊維に合った取り扱いができたり、海外で購入した衣類等の繊維製品の取り扱いが円滑に行えるようになり、一般消費者の利便性の向上が期待されます。

衣類等の繊維製品の洗濯表示に関しては、JIS規格（日本工業規格）が定める表示記号での表示が、義務付けられています。これまでのJIS規格は日本独自のものでしたが、国際規格に合わせた改正が行われました。旧表示での販売期限は設けられていないため、しばらくは、新表示製品と旧表示製品が混在して販売されることになります。

新しい取扱い表示は、基本記号と付加記号や数字の組合せで構成されています。初めて目にすると戸惑うかもしれません。まずは、基本記号５つを覚え、それに付加記号が付くというルールを覚えましょう。基本記号は、「家庭洗濯」｢漂白｣「乾燥」「アイロン」「クリーニング」です。付加記号で「強さ、温度、禁止」を表します。記号の種類は、２２種類から４１種類に増え、よりきめ細かい情報が提供されます。お店で商品を選ぶときに取扱い表示を確認しておくと、購入後のお手入れの参考になります。

消費者庁ウェブサイトで「新しい洗濯表示」の情報が確認できます。また島根県消費者センターでは新表示についての内容を含む出前講座を行っております。詳細についてはお気軽にご相談ください。